

2007.9.20 発行  
 発行人 吉本貢  
 東京都新宿区百人町1-16-18  
 センチュリービル2F  
 TEL 03(3360)3871  
 FAX 03(3360)3870  
 E-mail tzzkc@nifty.com

# 第14回定期総会開く

## 新たな激動の時代に ふさわしい研究活動を

理事長 吉本貢



第14回通常総会は8月20日行われ、すべての議案を原案どおり決定し、役員を選出しました。総会の成功にご尽力いただいた皆さんに厚く御礼申し上げます。

猛暑のつづくなかでの総会でしたが、例年より多くの参加者がありました。東京税財政研究センターの着実な発展の現われだと思います。

会員は増えており、公開講座が盛況に行われ、出版物の頒布増大等、この1年間の活動は大きく発展しています。それをさえたのは、各研究部会の研究活動の強化でした。

総会の第2部では、各部会の研究報告が行われました。「徴収行政と滞納問題の実務的対処法」「個人課税部門の今後の事務運営の諸問題」「公益法人制度改革と会計・税務」「今日における質問検査権の諸問題」について報告と問題提起が行わ

れたことは、研究活動の大きな成果でした。

参議院選挙の結果は、自民・公明の与党が大敗し、野党が過半数を獲得しました。

消えた年金や政治とカネなどの問題のみならず、増税問題、弱肉強食の構造改革そして「戦後レジームからの脱却」、憲法改定を押し付けようとした安倍内閣の政治が、国民の強い危惧と、批判、怒りを招きました。

自公政治に代わる新しい政治を探求する新しい激動の時代が始まりました。

税制改革論議は今までの自公路線では進めなくなっています。税理士制度、公務員制度の改革論議も新しい情勢の中で進められます。私どもは、こうした新しい政治の方向と内容を探求していく新しい時代にふさわしい研究活動を強化していくたいと思います。

### 新役員紹介

監相談役	理事事務代理	副理事長
事務局長	事務局長	事務局長
金小山三石渡山矢堀福西内高田田武鈴坂桑熊工角大石石浅青本飯本永塩佐坂風吉	理事事務代理	副理事長
井澤本浦川辺田野口田田藤橋村所田木木本原澤藤谷野橋塚井木川島川沢谷木内間本	事務局長	事務局長
清啓守一桂順国悦一和静良龍通清啓康幹優輝国健国時直	事務局長	事務局長
吉一之誠二子計喬雄雄弘良男子等昂雄太夫秋一寛夫雄子光雄夫雄晃清輝治充貢	事務局長	事務局長

# <第14回通常総会> =「抜本的税制改革」をめぐって= 全議案を承認可決

去る8月20日、文京区「全労連会館」において第14回通常総会が開催されました。

06年度事業活動報告書、収支計算書、07年度事業活動計画、予算案ほか全議案いずれも原案どおり承認可決されて、吉本理事長以下新役員のもとに、設立後15年目の会務運営がスタートを切りました。

司会者は、議案審議に先立ち、本総会の議長の選任について武田等会員に議長就任を要請したところ、同会員はこれを承諾しました。

次いで吉本理事長の挨拶があり（別掲）、来賓として北野弘久（日大名誉教授）、八代司（全国税副執行委員長）両氏から祝辞が披露されました。

議案審議に入り第1号議案事業活動報告について本川専務理事代行が、第2号議案収支計算書はじめ決算報告について佐々木財政部長が主旨説明を行い、原案どおり可決されました。

監査報告は、小沢監事の報告どおり承認されました。

続いて第3号議案事業活動計画について本川専務理事代行が、第4号議案予算案について佐々木財政部長が主旨説明を行い、原案どおり可決されました。

役員選出につきましては、理事等総会による選

出ののち理事会の互選を経て、吉本理事長以下新役員体制が確定しました。（新役員名別掲）

以上議事終了して坂内副理事長が閉会挨拶を行いました。

## 新企画の第二部（研究活動報告）

次いで、今回初の試みとして研究各部会の活動報告会が開かれました。

徴収行政と滞納問題の実務的対処法—角谷啓一会員、個人課税部門の今後の事務運営の諸問題—石塚幹雄会員、公益法人制度改革と会計・税務—青木輝光会員、今日における質問検査権の諸課題—永沢晃会員、によってそれぞれの部会のテーマを掘り下げた報告提案が行われ、注目をあつめました。

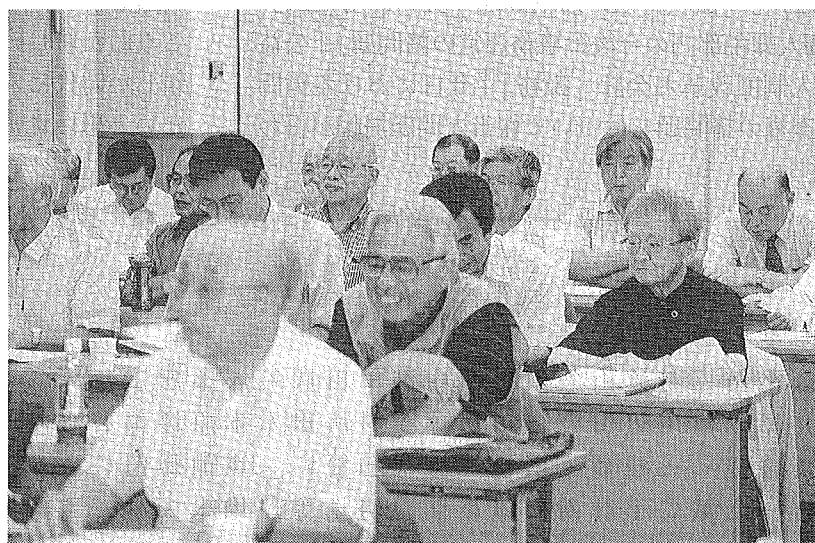
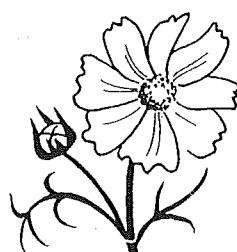
公益法人や徴収分割納付等について質問が出されたことも付け加えておきます。

いわゆる総会を第一部とするならば、各部会報告は第二部として位置づけられます。

総会の出席者は72人（内委任状19人）でした。

第二部は、風間副理事長の閉会の挨拶により終了しました。

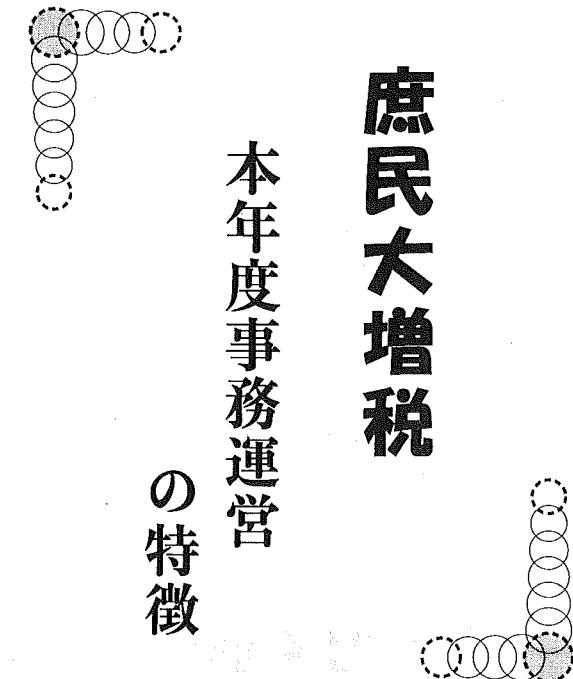
恒例のレセプションは盛会で、参加者は明日からの健闘を誓い散会しました。



# 第37回 公開講座 ご案内

07年10月11日(木) 13時~/全労連会館

## 本年度事務運営 の特徴



政府の経済財政基本方針、いわゆる骨太方針(07年度)では、税制改革について「平成19年秋以降税制改革の本格的な論議を行い、平成19年度を目指すに、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税大系の抜本的改革を実現させるべく取り組む」

来年1月、国会に「抜本的税制改革」法案を提出する、としています。

さきの参院選にみる自民党議席の著しい後退にもかかわらず「抜本的税制改革」に自民党は固執していることは許すことができません。庶民大増税のもとで機構再編をにらみ、税務行政の事務運営は、著しい特徴を示しています。

このような時にいかに対処すべきでしょうか。今回の公開講座はセンター会員は勿論、税理士団体・納税者団体に広く呼びかけ、税務行政の現状と問題点を明らかにして対処の指針を浮び上がらせたいと考えています。

多数の御参加を期待します。

日 時：07年10月11日(木) 13時開会  
会 場：文京区 平和と労働センター・全労連会館 <TEL 03-5842-5610>

- (1) 米国税務行政観察をふまえて、税務行政の現状と問題点
- (2) 本年度の調査・徴収事務の特徴
  - ① 個人課税について
  - ② 資産課税について
  - ③ 法人課税について
  - ④ 徴収事務について

講師は、東京税財政研究センター講師団です。

参加費 5,000円  
(但し当会員・賛助会員は3,000円  
代理1名可)  
申込 FAX (03-3360-3870) で送信  
下さい。

## 消費税をどうする

高水準の滞納・件数

### 消費税推移表

	新規発生 滞納件数	申告件数	申告額
13年度	千件 729	千件 2069	億円 95948
14年度	602	2027	95349
15年度	549	1976	94814
16年度	494	2020	95172
17年度	682	3557	100265

注 地方消費税を含まない  
申告件数 申告額は既往年分を含まない  
申告件数は実件数に近似している

# IRS(米連邦内国歳入庁)の欠陥を衝く 「巨大政府機関の変貌」

チャールス・O・ロソッティ 著

1997年6月、両院議員・有識者・納税者団体代表等を網羅した連邦IRS改革委員会はIRSの全面的な改革を求める勧告を政府・議会及びIRSに対して行った。翌年にはIRS改革法が制定され、この改革遂行のために1998年、5年の任期でこの本の著者、経営管理のエキスペートであるチャールス・O・ロソッティが指名され上院で満場一致で承認された。

IRSのに抜本的改革が叫ばれたのは、IRSが数値目標を掲げ実績を追及する余り、数多くの職権乱用、不完全な情報に基づく課税や滞納処分、職員の個人情報の覗き見やその悪用など納税者虐待の事例が上院の公聴会で大問題になり、加えてコンピューター・プロジェクトの失敗による数十億ドルの損失も重なってIRSへの納税者の信頼は地に墜ち、IRS自身も自浄能力を喪失したことによる。

当税財政研究センターではKSK改革委員会の勧告の情報をいち早く入手し、他に先駆けて99年9月IRS問題の調査研究のため訪米、今年もIRS改革の状況調査のために訪米しその成果を発表する。

IRS長官として改革に携わった著者はその任

期中、納税者のIRSへの信頼を回復すべく納税者の視点に立った改革に着手、従来の局・署による地理的管理を廃止し、納税者態様毎の機能別管理に機構改革を断行、納税者を「顧客」として扱う観点でIRSの職員を再教育しながら相談業務へ重点配置を進めてきた。著者は当事者の証言「IRSは税務調査や滞納整理等の強制的活動による収入をどれだけ上げたことしか関心を払わなかつた」を取り上げて述べている。

国税庁当局が内部事務と相談業務を切り詰め「調査と徴収」へ特化する税務行政の方向はIRSの過ちの二の舞に他ならないと懸念するのは果たして杞憂に過ぎないであろうか。

大蔵財務協会刊

(風)

## 新入会員紹介

### \*会員

・岡野 昌司  
住所 松戸市五香西2-60-10  
事務所 同上

▼財政学を学んだとき「出を図り入るを制す」という言葉を教わった。▼国家財政は、必要額を先ずはじき出し、次にその調達にいくら税金をとればいいかを決めるというのだ。  
▼年貢のほかに臨時課税として関錢(京都への入り口七ヵ所に閑所を設けて通行料)、段錢(土地一段当たりに賦課)、夫錢(夫役の代替として)、御用錢(勧進能のため他の取り立てた政權がある。▼それだけではない、分一徳政令(債務者が元本の十分の一を納めれば残りの債務破棄を認める)、逆に、分一徳政禁令(債権者が元本の十分の一を納めれば徳政を禁じて債権を保護してやる)を発し、債権者と債務者に二またかけて恥も外聞もない税収をはかった。▼これらは銀閣の建造、造園、勧進能、遊山にすべてつぎ込まれた。

▼その気になれば税金はいくらでも取れる。  
▼この政権は規律がゆるみ、中間管理職の位置を占める代官の着服、横領があたりまえとなり、飢饉が発生し人々は流民となって京都に流入、応仁の乱となり、政権は崩壊した。  
▼時代は変わったが、わずかな生活保護費に申請書さえ渡さないのに、インド洋での給油は必要などとほざいている連中がいる。金が足りない、金が足りないと脅している。  
「入るをはかつて出を制す」の発想がなく、その気になれば税金はいくらでも取れると思っている。(Y)

ザ・コラム